

議案第3号

水戸市教育委員会における個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

水戸市教育委員会における個人情報の保護に関する規則（令和5年水戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（総括保護管理者）

第1条の2 個人情報の適切な管理を総合的に推進し、個人情報の管理に関する事務を統括するため、総括保護管理者を置く。

2 総括保護管理者には、教育部長をもって充てる。

第2条第1項中「法に基づく」を削り、同条の次に次の2条を加える。

（個人情報保護担当者）

第2条の2 個人情報保護管理者を補佐し、個人情報の管理に関する事務を行うため、前条第2項の表の左欄に掲げる課、出先機関又は教育機関に、個人情報保護担当者を置く。

2 個人情報保護担当者には、水戸市教育委員会教育長が別に定める文書取扱主任又は個人情報保護管理者が指定する者をもって充てる。

（監査責任者）

第2条の3 個人情報の管理の状況に係る監査を行うため、監査責任者を置く。

2 監査責任者には、教育企画課長をもって充てる。

第5条の次に次の1条を加える。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

令和7年3月13日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

水戸市教育委員会における個人情報の保護に関する規則新旧対照表

教育委員会事務局教育部教育企画課

現行	改正（案）
<p>(新設)</p> <p>(個人情報保護管理者)</p> <p>第2条 法に基づく個人情報の適正な管理をするため、個人情報保護管理者を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(総括保護管理者)</p> <p>第1条の2 個人情報の適切な管理を総合的に推進し、個人情報の管理に関する事務を統括するため、総括保護管理者を置く。</p> <p>2 総括保護管理者には、教育部長をもって充てる。</p> <p>(個人情報保護管理者)</p> <p>第2条 個人情報の適正な管理をするため、個人情報保護管理者を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>(個人情報保護担当者)</p> <p>第2条の2 個人情報保護管理者を補佐し、個人情報の管理に関する事務を行うため、前条第2項の表の左欄に掲げる課、出先機関又は教育機関に、個人情報保護担当者を置く。</p> <p>2 個人情報保護担当者には、水戸市教育委員会教育長が別に定める文書取扱主任又は個人情報保護管理者が指定する者をもって充てる。</p> <p>(監査責任者)</p> <p>第2条の3 個人情報の管理の状況に係る監査を行うため、監査責任者を置く。</p> <p>2 監査責任者には、教育企画課長をもって充てる。</p> <p>(補則)</p> <p>第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。</p>

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

水戸市教育委員会における保有個人情報の安全管理のための措置に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、水戸市教育委員会における個人情報の保護に関する規則（令和 5 年水戸市教育委員会規則第 1 号）第 6 条の規定に基づき、水戸市教育委員会における保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について定めるものとする。

(保有個人情報の安全管理のための措置)

第 2 条 水戸市教育委員会における保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置については、水戸市長における保有個人情報の安全管理のための措置に関する規程（令和 7 年水戸市規程第 1 号）の例による。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

令和 7 年 3 月 13 日提出

水戸市教育委員会教育長 志 田 晴 美

議案第4号 参考

水戸市規程第1号

水戸市長における保有個人情報の安全管理のための措置に関する規程を次のように定める。

令和7年1月27日

水戸市長 高橋 靖

水戸市長における保有個人情報の安全管理のための措置に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水戸市長における個人情報の保護に関する規則（令和5年水戸市規則第15号。以下「規則」という。）第11条の規定に基づき、市長における保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び規則の例による。

(職員の責務)

第3条 職員（会計年度任用職員を含む。以下同じ。）は、法の趣旨にのっとり、関連する法令等の定め並びに総括保護管理者、個人情報保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(取扱いの制限)

第4条 職員は、保有個人情報に係る事務の目的の範囲内において保有個人情報を取り扱うとともに、その取扱いは必要最小限のものとしなければならない。

2 職員は、法令又は条例等に基づく場合を除き、保有個人情報に係る事務の目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(誤りの訂正等)

第5条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合は、個人情報保護管理者の指示に従い、訂正等を行わなければならない。

(媒体の管理等)

第6条 職員は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を個人情報保護管理者が指定する場所に保管しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の保管の場所を指定する場合は、施錠等が可能な棚等としなければならない。

(廃棄等)

第7条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体が、保存年限の経過等により不要となった場合は、個人情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該媒体からの保有個人情報の消去又は当該媒体の廃棄を行わなければならない。

(保有個人情報の取扱状況の記録)

第8条 個人情報保護管理者は、台帳等を整備し、保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録しなければならない。

(保有個人情報の提供)

第9条 個人情報保護管理者は、法第69条第2項第3号又は第4号の規定による保有個人情報の提供（次項において「保有個人情報の提供」という。）をしようとする場合は、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等を確認しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の規定による確認後、保有個人情報の提供をすることとした場合は、提供先に対し、文書により、利用目的若しくは利用方法の制限等を付し、又は漏えいの防止等の安全確保のための措置を講ずるよう求めるものとする。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため保有個人情報の提供をすることにつき緊急やむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(業務の委託等)

第10条 個人情報保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、当該業務に係る責任者及び従事者の管理体制並びに実施体制、保有個人情報の管理の状況（第3項において「管理体制等」という。）についての検査に関する事項その他の必要な事項を書面で確認することにより、保有個人情報の適切な取扱い及び管理を行う能力を有する者をその委託先としなければならない。

2 個人情報保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、当該委託に係る契約書に次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) 保有個人情報に関する秘密保持、目的外利用の禁止等に関する事項
- (2) 第三者への委託（2以上の段階にわたる委託を含む。以下同じ。）の制限又は事前承認その他の第三者への委託に係る条件に関する事項
- (3) 保有個人情報の複製等の制限に関する事項
- (4) 保有個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項
- (5) 委託終了時における保有個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項
- (6) 法令又は契約に違反した場合における契約の解除、損害賠償責任その他必要な事項
- (7) 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合にあっては、当該派遣労働者に係る労働者派遣契約書への秘密保持義務の記載に関する事項

3 個人情報保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託した場合は、管理体制等について、年1回以上の定期的検査等により確認しなければならない。

4 個人情報保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務の委託を受けた者が第三者に当該業務の一部（保有個人情報の取扱いに係る部分に限る。）を委託することを承認する場合は、当該委託を受けることとなる第三者に対しても、前3項の措置を講じなければならない。

(事案の報告及び再発防止措置)

第11条 職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事案が発生した場合は、直ちに当該保有個人情報を管理する個人情報保護管理者に報告しなければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の報告を受けた場合は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を速やかに講じるとともに、事案が発生した経緯、被害状況等を調査した上で、総括保護管理者に報告しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、個人情報保護管理者は、第1項の報告を受けた場合において、特に重大な事案が発生したと認められるときは、直ちに総括保護管理者に報告しなければならない。

4 総括保護管理者は、前2項の規定による報告を受けた場合は、当該事案の経緯、被害状況等を市長に速やかに報告しなければならない。

5 個人情報保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(公表等)

第12条 個人情報保護管理者は、法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、必要があると認めるときは、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

(教育研修)

第13条 総括保護管理者は、職員に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、保有個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うものとする。

2 個人情報保護管理者は、所属の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のため、前項の研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

(監査)

第14条 監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について、定期又は随時に監査を行い、その結果を総括保護管理者に報告するものとする。

(点検)

第15条 個人情報保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に点検を行い、その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、個人情報保護管理者は、保有個人情報の管理方法等を変更した場合その他必要があると認める場合においては、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について点検を行わなければならない。この場合において、当該点検により改善を要する事項があると認められるときは、その結果を総括保護管理者に報告しなければならない。

(監査等に係る評価及び見直し)

第16条 総括保護管理者及び個人情報保護管理者は、監査又は点検の結果等を踏まえ、保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認める場合は、その見直し等の措置を講ずるものとする。

(補則)

第17条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

その他(1)

特別公開「『戦国武将書翰集』の世界」の開催について

1 概要

「戦国武将書翰（しょかん）集」は、豊臣秀吉、明智光秀、斎藤道三などの名だたる戦国武将が出した古文書15点からなる資料で、いずれも新発見となる貴重な資料です。水戸市立博物館では資料所有者から寄託を受け、東京大学史料編纂所准教授・村井祐樹氏と協力し、これらを水戸市で初めて展示公開する場を設けることとなりました。

また、「戦国武将書翰集」と共に寄託された水戸藩関係資料（徳川斉昭関係の書状・書画等）もあわせて、約30点を展示いたします。

2 会期

令和7年3月22日（土）～5月25日（日）（55日間）

※月曜日・祝日休館

（5月3日（土・祝）～6日（火・休）は開館、5月7日（水）は休館）

3 会場

水戸市立博物館 3階展示室

4 主な展示資料

○ 戦国武将の書状

- ・ 美濃（岐阜）の戦国大名・斎藤道三が、尾張（愛知）の有力者に織田信長を紹介する書状。

（斎藤道三と義理の息子・織田信長の関係を物語る同時代の資料は、これまでほとんど確認されていなかった。）

- ・ 織田信長に仕えていた明智光秀が、同じ信長家臣に、鳥取への出兵を信長から命じられたことを伝える書状。

（これまでわからなかった、「本能寺の変」前年の明智光秀の動向の一端がわかった。）

- ・ 土佐（高知）の戦国大名・長宗我部元親が安芸（広島）の毛利輝元たちに送った書状。

（地域を代表する戦国大名でありながら、現存する書状が他の戦国大名と比べて少なく、どのような生涯をおくったのか明らかにする手がかりが少ない。）

5 入場料

無料

6 関連行事

○ ギャラリートーク

日時：3月22日（土）、4月20日（日）、5月3日（土・祝）、5月18日（日）

14時～14時30分

※ 詳細は、別添チラシ参照。

特別公開 「戦国武将書翰集」の世界

近年、水戸市内で、戦国時代の古文書15点が発見されました。これらは、豊臣秀吉、明智光秀、斎藤道三、長宗我部元親など名だたる戦国武将が出した書状で、いずれもこれまで世に出ていない貴重な史料です。15点の古文書は水戸市立博物館に寄託され、「戦国武将書翰集」と名付けられました。

本展覧会では、「戦国武将書翰集」全点を初めて展示・公開します。新発見の古文書から明らかとなった戦国時代の舞台裏を、みなさまにご紹介します。

若き織田信長を気にかける道三

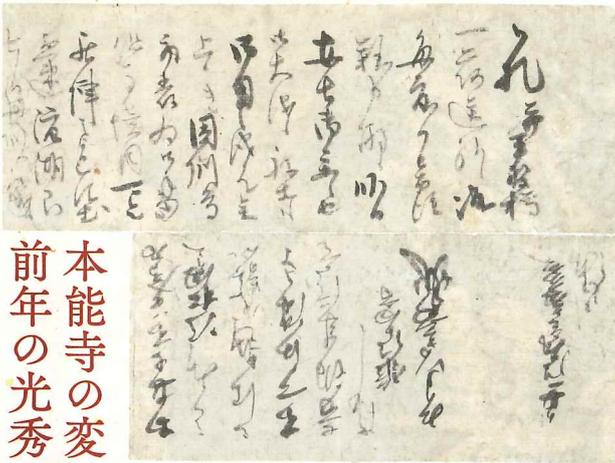


「斎藤道三書状」

土佐の雄、毛利氏と外交



「長宗我部元親書状」



「明智光秀書状」

本能寺の変
前年の光秀の動き

公方様、京を目指す



「足利義昭御内書」



徳川斉昭画「庶物会要撰録」

本チラシの掲載資料はすべて「個人蔵(水戸市立博物館寄託)」

「戦国武将書翰集」とともに発見された
水戸藩関係資料も展示公開

関連行事

ギャラリートーク

担当学芸員が展示の見どころを解説します。

日時◎令和7年3月22日(土)、4月20日(日)、5月3日(土)祝、5月18日(日) 各日とも14時～14時30分

会場◎水戸市立博物館3階展示室 講師◎藤井達也(当館学芸員)

※申込み不要、時間までに会場にお集まりください。

ごいっしょに

同時開催 美術部門常設展

「水戸の美術Ⅳ 知られざる江戸時代の画人たち—櫻井雪館・雪保」

会期:令和7年3月22日(土)～5月25日(日)

会場:水戸市立博物館4階展示室



櫻井雪保「龍虎図屏風」(六曲一双) 水戸市立博物館所蔵

江戸中期に活躍した水戸藩出身の画人、櫻井雪館さくらい せつかんとその娘櫻井雪保せつぼの作品を紹介します。



水戸市立博物館

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-3-20

Tel.029-226-6521 みとしかく 検索

交通案内

JRバス ▶JR水戸駅から大工町方面行きバスで南町三丁目下車、常陸太田方面へ徒歩10分

クルマ ▶常盤自動車道水戸インターまたは那珂インターより水戸方面へ20分

▶常盤自動車道水戸北スマートインターより水戸方面へ10分

駐 車 場 ▶約20台(無料・中央図書館と共用)

満車の場合は周辺駐車場(有料)をご利用ください